

3 耐火構造

9) 耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の取扱い

告示に例示された耐火構造（準耐火構造、防火構造、準防火構造*も同様）の外壁や軒裏に、表面材として木材などの可燃材料を張る場合や、外壁に一定の性能を有する外断熱材を施す場合は、それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる。

なお、外壁の性能を損なわない外断熱材としてはグラスウール、ロックウール等の不燃系の断熱材が考えられる。

また、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨コンクリート造又は鉄材で補強されたコンクリートブロック造、レンガ造若しくは石造の外壁については、有機系の断熱材（JIS製品である発泡プラスチック（下表）等）を用いた外断熱を施すことも可能である。

分類	種類	JIS番号
チ ツ ク 系 発 泡 プ ラ ス チック	ビーズ法ポリスチレンフォーム	JIS A 9511
	押出法ポリスチレンフォーム	JIS A 9511
	硬質ウレタンフォーム	JIS A 9511
	フェノールフォーム	JIS A 9511



耐火構造（準耐火構造、防火構造、準防火構造も同様）の外壁や軒裏に木材などの可燃材料を張る場合の取扱いである。それぞれの構造に必要な性能を損ねないと判断できる程度のものであれば支障がないものとした。ただし、この扱いについては、例示仕様（告示）に示された構造方法の表面に張る場合であり、認定耐火構造等にあつては表面材を含めた認定が必要である。

なお、FRP製の表面材で火災時に高熱を発するなど一定の遮熱性能を損ねるおそれのある場合は大臣の認定が必要と思われる。

関連告示	平成12年5月24日建告第1359号、同1362号* 同30日第1399号、同31日第1432号
参 考	昭和60年9月5日住指発第510号